

【消防団等を取り巻く社会情勢等】

・我が国の人口将来推計	1
・地域毎の人口変動の見通し	2
・地域における消防防災体制	3
・消防組織法における消防団の位置 付けについて	4
・消防団を中核とした地域防災力の 充実強化に関する法律概要	5
・消防団を中核とした地域防災力の 充実強化に関する法律	6

【消防団】

・消防団の課題	18
・消防団の現状①	19
・消防団の現状②	20
・消防団協力事業所	21
・機能別団員・機能別分団	22
・消防団員入団促進に関する先進事例の紹介	23
・消防に関する特別世論調査の概要	24
・消防職団員の出動及び出向状況	25
・東日本大震災における消防団の活動	26
・消防団に関する最近の各種検討会 での指摘事項	27

【消防団の充実強化に関する最近の消防庁の取組】

・大臣書簡	29
・消防団充実強化対策本部の設置	32
・平成26年度消防団の処遇改善と 装備の拡充	33
・消防団の新たな装備基準	34

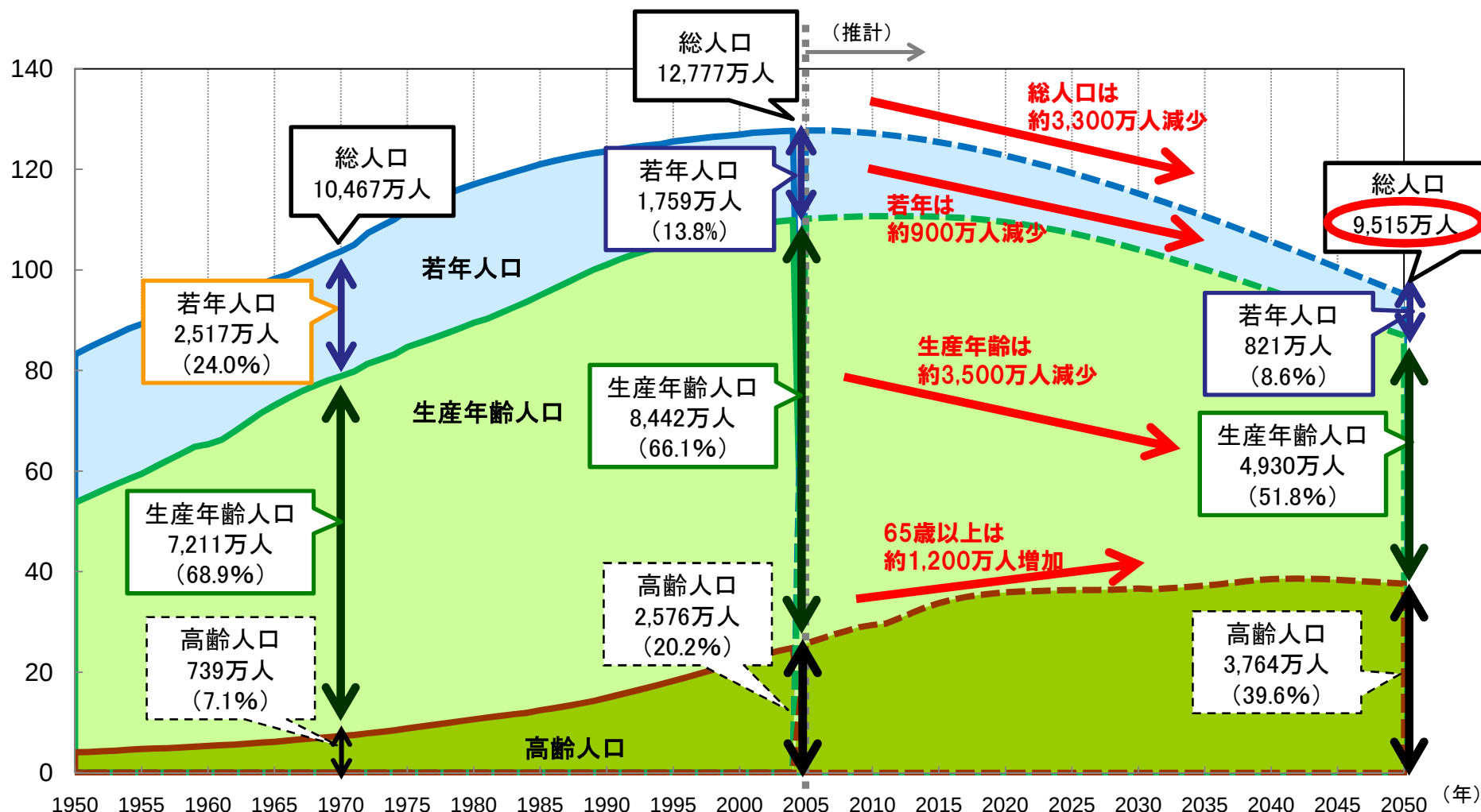
【自主防災組織等】

・災害対策における自助・共助の重要性	35
・地域防災力に関する各種報告書における 指摘事項	36
・自主防災組織の現況	37
・活動内容例、推移	38
・自主防災組織の充実・活性化策	39
・活動事例	40
・婦人防火クラブの現況、活動内容例、推移	41
・婦人防火クラブの充実・活性化策等	42
・活動事例	43
・少年消防クラブの現況、活動内容、推移	44
・少年消防クラブの充実・活性化策	45
・大規模地震に対応した自衛消防組織	46
・民間企業における地域防災力に係る 取組事例	48

我が国の人口将来推計

○日本の総人口は、2050年には、9,515万人と約3,300万人減少（約25.5%減少）。

○65歳以上人口は約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口（15-64歳）は約3,500万人、若年人口（0-14歳）は約900万人減少する。その結果、高齢化率で見ればおよそ20%から40%へと高まる。



（出典）国土交通省 平成23年2月21日 「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要

（注1）「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口

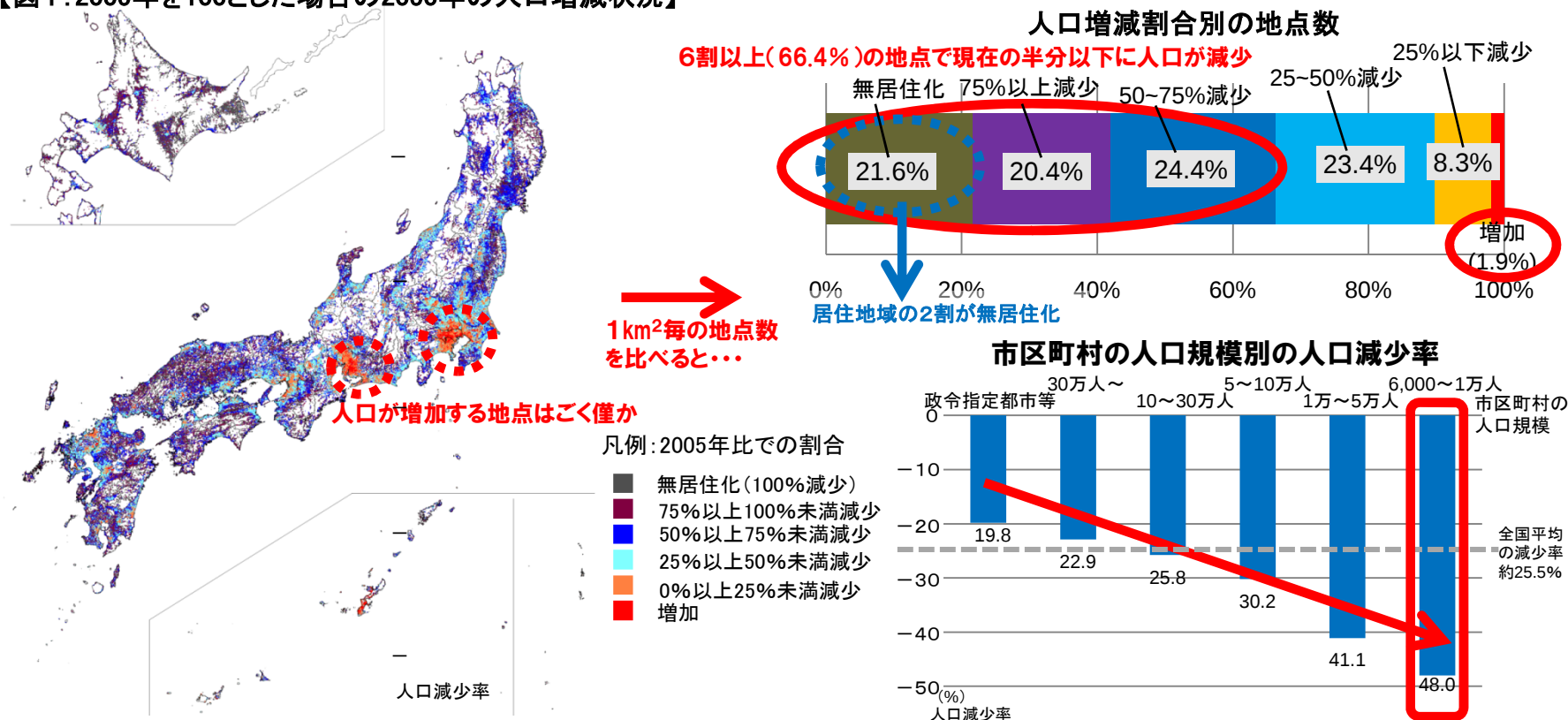
（注2）（ ）内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

（注3）2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている

地域毎の人口変動の見通し

- 全国を《1km²毎の地点》でみると、全国的な人口減少率(25.5%)を上回って人口が減少する(人口が疎になる)地点が多数となっている。特に人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める。
- 人口が増加する地点の割合は2%以下であり、東京圏と名古屋圏に多い。
- 《市区町村の人口規模別》にみると、人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向が見られる。また、人口規模が10万人以下の市区町村では、平均の人口減少率が全国平均の25.5%を上回る市区町村が多い。特に現在人口6,000~1万人の市区町村では、人口がおよそ半分に減少する。

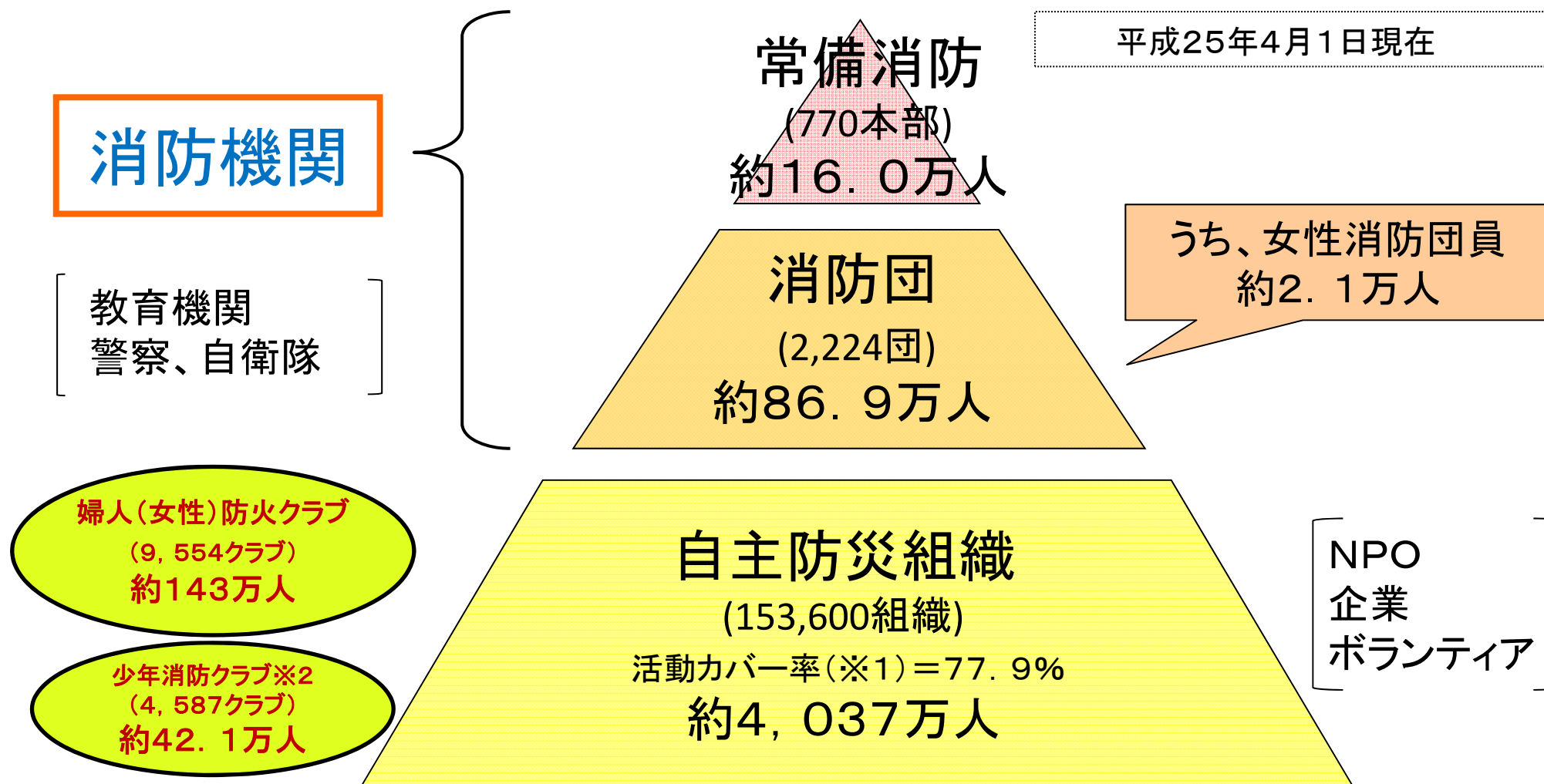
【図1: 2005年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



⇒これから生じる人口減少は、国土全体での人口の低密度化と地域的偏在が同時に進行するという、これまで経験したことがない新たな現象が進行すると考えられ、そのことにより生じる課題を整理・検討する必要。

(出典) 国土交通省 平成23年2月21日 「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要

地域における消防防災体制



(※1) 自主防災組織活動カバー率＝自主防災組織の組織されている地域の世帯数÷管内全世帯数

(※2) 平成25年5月1日現在

消防組織法における消防団の位置付けについて

○関係条文抜粋

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

（消防団）

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の基に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令がある時は、その区域外においても行動することができる。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

※施行: 公布日(平成25年12月13日)

ただし、地区防災計画関係は平成26年4月1日、兼職に関する特例は公布から6月を経過した日

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画（第七条）

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等（第八条—第十六条）

第二節 地域における防災体制の強化（第十七条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤

等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

（基本理念）

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第四条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

（住民の役割）

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

- 3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等

(消防団の強化)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団への加入の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（公務員の消防団員との兼職に関する特例）

- 第十条** 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。
- 2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の協力）

第十一条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（大学等の協力）

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

（消防団員の処遇の改善）

第十三条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団の装備の改善等）

第十四条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団の装備の改善に係る財政上の措置）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

第十六条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第二節 地域における防災体制の強化

（市町村による防災体制の強化）

第十七条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

（自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割）

第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自主防災組織等に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（市町村に対する援助）

第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

（防災に関する学習の振興）

第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項及び第三項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 二 第十条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

理 由

我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の

責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防団の課題

【消防団の特長】

- ◎ 地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かした災害対応
- ◎ 地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割

地域防災の中核的存在

【消防団の現状】(平成25年4月1日)

- 消防団員の減少 ⇒ 86万9千人
- 団員のサラリーマン化 ⇒ 71.9%
- 団員の高齢化 ⇒ 平均年齢は39.7歳

【東日本大震災における消防団の活動】

- 水門等の閉鎖
- 住民等の避難誘導、救助
- 避難所の運営支援 など

↓
その一方で、多くの消防団員が犠牲となる
⇒死者・行方不明者 254名

地域の消防・防災力を確保するために消防団の充実・強化が必要

【消防団員確保のための取組】

- 地方自治体への働きかけ
- 消防団入団キャンペーンの実施
- 消防団充実強化対策本部の設置(12月24日)
- 消防団協力事業所表示制度(H19.1運用開始)

◇表示証交付実績(平成25年4月1日現在)

- ・消防庁が交付する表示証(ゴールドマーク) 692事業所
- ・市町村等が交付する表示証(シルバーマーク) 9513事業所

消防団協力事業所



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency
****年**月表示

消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)

【消防団員の装備、教育・訓練の強化】

- 退避ルールの確立
- 消防団の装備の充実
- 教育・訓練の充実強化

消防団の現状 ①

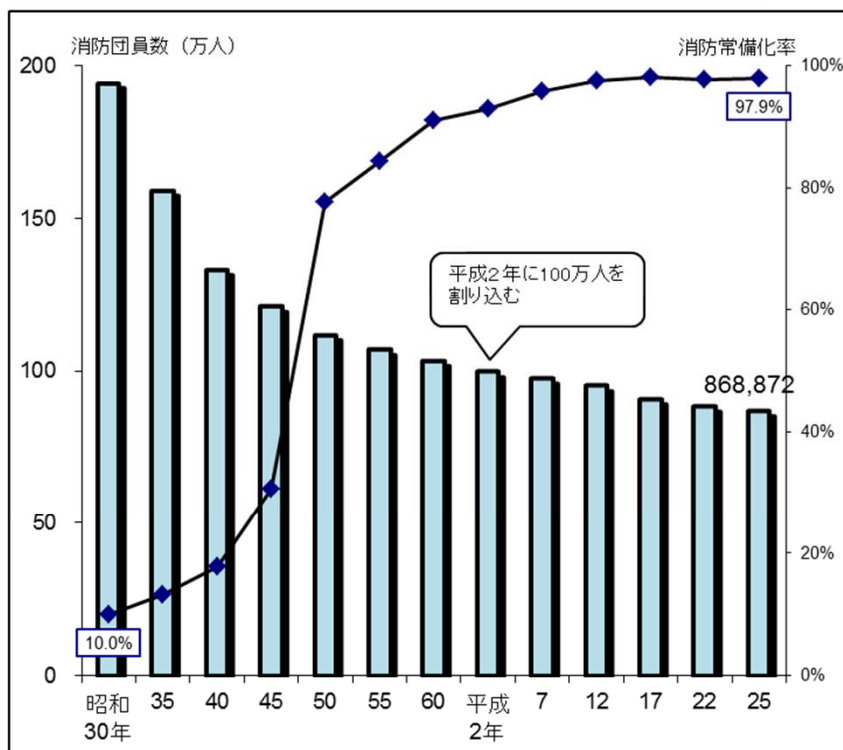
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(他方、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成25年4月1日現在)

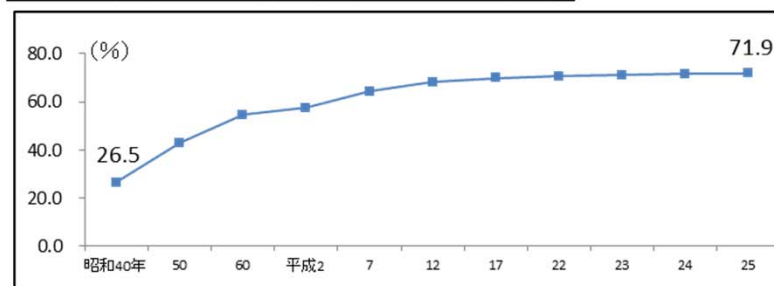
○消防団数:2,224団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,578分団 ○消防団員数:868,872人(前年度より5,321人減少)

2 消防団員数と消防常備化率の推移



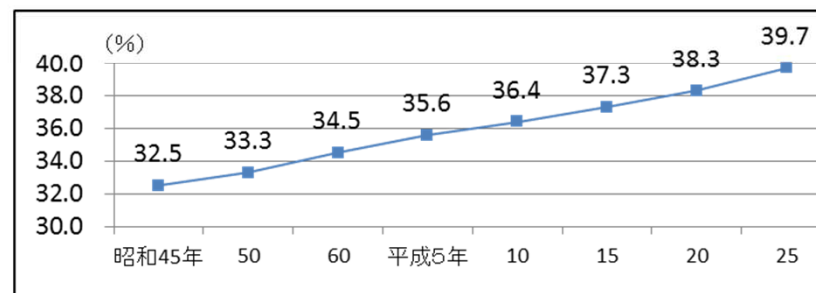
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成25年4月1日現在で約86.9万人と戦後一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は71.9%

4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成25年4月1日現在、10年前の37.3歳に比べ2.4歳上昇し、39.7歳

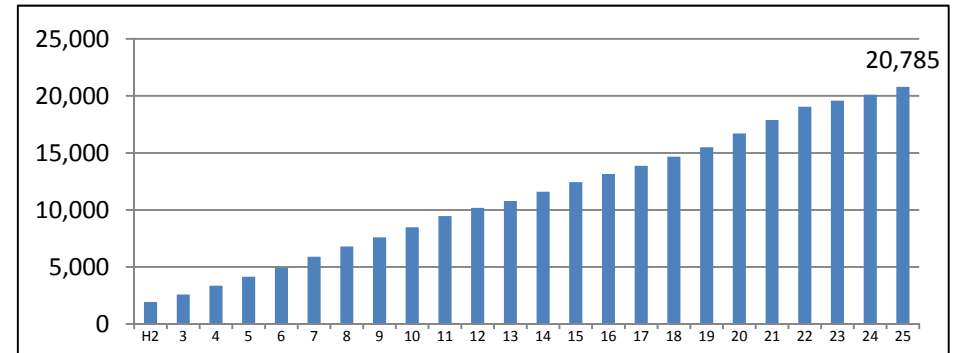
消防団の現状 ②

5 職業構成及び就業形態の状況

平成25年4月1日現在

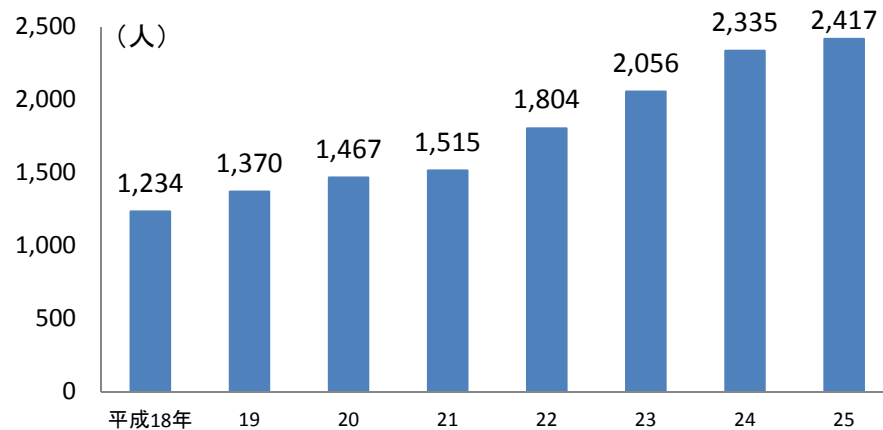
	職業構成					就業形態				
	国家 公務員	地方 公務員	農協・ 公社等	日本 郵政	その他	被用者	自営 業者	家族 従業者	その他	うち 学生
団員数(人)	2,996	61,111	28,036	5,401	771,328	624,722	111,793	75,407	56,950	2,417
構成割合	0.3%	7.0%	3.2%	0.6%	88.8%	71.9%	12.9%	8.7%	6.6%	0.3%

6 女性消防団員数の推移



女性消防団員数は20,785人で全体の約2.4%であり、前年度より676人増加。女性消防団員数は年々増加

7 大学生団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は2,417人であり、前年度より82人増加。学生の消防団員数は年々増加

消防団協力事業所

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証 (ゴールドマーク)



市町村等が交付する表示証 (シルバーマーク)



消防団協力事業所表示制度導入状況等(平成25年4月1日現在)

●表示制度を導入している市町村 978

●消防団協力事業所数

市町村協力事業所数 9,513

総務省消防庁協力事業所数 692

長野県 消防団活動協力事業所応援減税

(平成19年4月施行、平成21年4月一部改正)

1. 減税内容

- ・法人事業税(中小法人)
- ・個人事業税(個人事業主)
- 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 消防団協力事業所表示制度導入市町村に所在するすべての事業所が認定。
 - ② 事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2人以上。
 - ③ 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載。
- 〔 資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人
・青色申告書を提出する法人又は個人事業主 〕

3. 適用実績

・法人 72件	減税額 463万4千円	} 計82件 547万2千円
・個人 10件	減税額 83万8千円	

機能別団員・機能別分団 (特定の活動、役割のみに参加する団員・分団)

◇各市町村が実態に応じて採用

◇機能別団員・機能別分団は団員がすべての活動に参加する基本的な制度の**補完制度**として採用

○機能別団員(特定の活動、役割のみに参加する団員)

- ・基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度
- ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等の有効な活用が可能

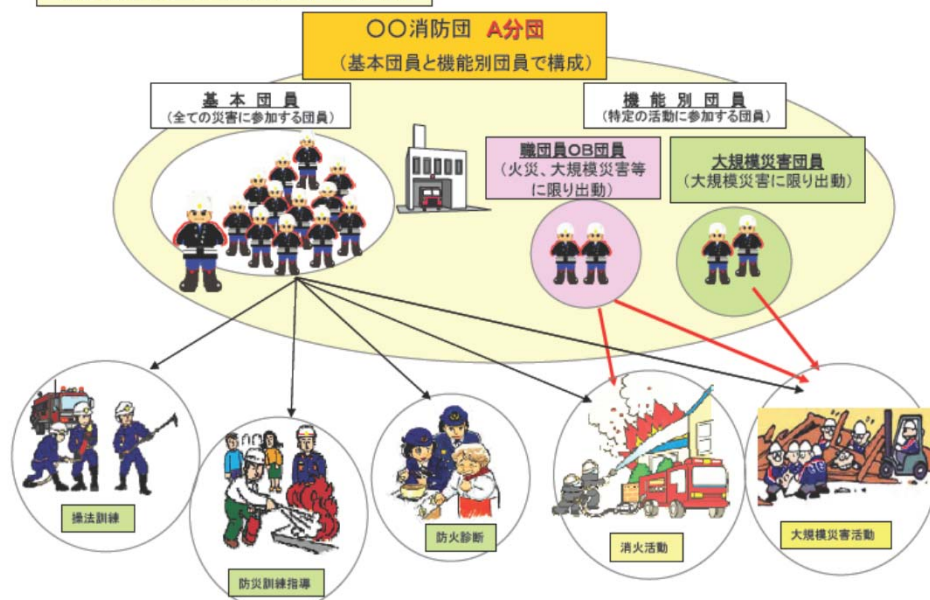
<平成24年4月1日現在>

・機能別団員数：9,652人

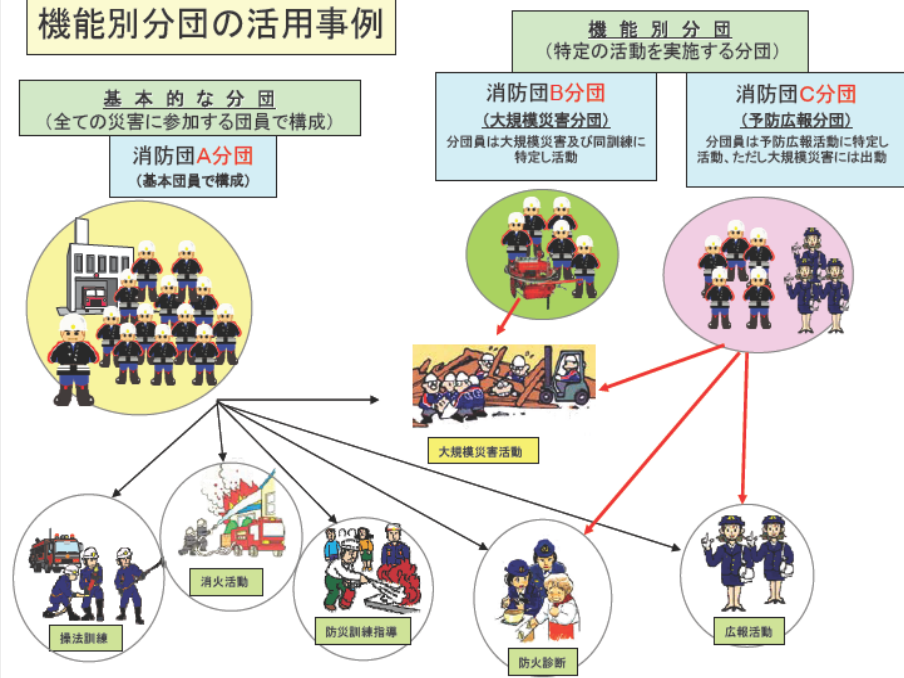
○機能別分団(特定の活動、役割を実施する分団)

- ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度
- ・大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団の設置や事業所単位に分団の設置が容易

機能別団員の活用事例



機能別分団の活用事例



<平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により全国の市町村に制度導入を要請>

消防団員入団促進に関する先進事例の紹介

職業構成の状況

平成25年4月1日現在

	職業構成					就業形態				
	国家 公務員	地方 公務員	農協・ 公社等	日本 郵政	その他	被用者	自営 業者	家族 従業者	その他	うち 学生
団員数(人)	2,996	61,111	28,036	5,401	771,328	624,722	111,793	75,407	56,950	2,417
構成割合	0.3%	7.0%	3.2%	0.6%	88.8%	71.9%	12.9%	8.7%	6.6%	0.3%

郵便局が機能別分団として活動(愛媛県松山市)

- ・平成17年に、郵便局職員で構成される機能別分団発足。現在、4郵便局65人で構成されている。
- ・郵便業務が地域に精通する職務であり、また、サラリーマン団員が不在となる日中の活動支援が制度採用の理由
- ・大規模災害時に、①津波、家屋倒壊、逃げ遅れ等の情報を通報、②住民への避難情報の提供や避難誘導の支援、③災害による負傷者の救出及び救急救護、を実施する。

新規採用職員全員が消防団へ入団(山梨県甲斐市)

- ・平成24年から新規採用職員全員が2年の任期で消防団に入団(新規採用職員数:平成24年度13人、平成25年度22人)
- ・所属する分団、部ごとに放水訓練や救急救命訓練を実施
- ・住民との交流や地域の実情を知るよい機会となり、また、職員の育成にもつながっている。

学生消防団(千葉県千葉市)

- ・市内の大学の防災ボランティア組織のメンバーからなる学生消防団(団員11人)を大学のキャンパス内に発足させた。
- ・活動範囲は大学構内だけではなく、地域を守る消防団として消火活動、広報活動、救急救護活動等にあたっている。

村役場全体で消防団活動を支援(長野県川上村)

- ・基本的に全ての村役場職員が消防団に入団し、40歳前後まで活動。伝統として、地域コミュニティの一員としての意識から、個人の意思で入団。
- ・消火栓の点検、防火査察、防火水槽の点検、防火用水の清掃、消火訓練等を実施。
- ・村全体の災害対応が向上、地域防災力の強化につながっている。また、地域の住民と顔の見える密接な関係ができ、村役場職員が地域を支える一員として信頼を得ている。

町会への働きかけ(東京都品川区荏原地区)

- ・消防団長等が地域の町会長等を訪ね、町会ごとに1名ずつ消防団に入団してもらうよう働きかけた結果、多数の町会から入団し大幅な増加となった。
- ・団員として活動する期間は原則として2年であるが、2年間の任期終了後も継続して活動したいという意見が多数上がっている。

入団年齢制限の撤廃(千葉県市原市)

- ・消防団条例を改正し、消防団員の年齢上限(45歳)を撤廃したため、45歳以上の入団者が増え、団員総数の増加に結びついた。

消防に関する特別世論調査の概要

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
	有効回収数(率)	1,709 人 (57.0%) 【未確定値】
	調査期間	平成 24 年 8 月 23 日～9 月 2 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取

調査目的 消防に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。

- 調査項目
- 1 消防団に対する認知 → 91.1%の認知度になった（前回比4.8%増）
 - 2 消防団の入団に対する意識 → 17.5%に増加（前回比4.2%増）
 - 3 消防団に入団しない理由 → 主な前回比の増加は「職業と両立しそうにないと思う」（29.6%）
（前回比1.9%増）
 - 4 身近な人が消防団に入団することに対する賛否 → 80.8%が賛成すると回答（新規設問）
 - 5 身近な人が消防団に入団することに反対する理由 → 「危険な活動を行うという印象がある」（52.5%）
→ 「職業と両立しそうにないと思う」（32.5%）
 - 6 自主防災組織に対する関心度 → 81.7%が関心を持っていると回答
 - 7 自主防災組織への参加に対する意識 → すべての項目において増加した。
→ 「参加したいとは思わない」（9.7%）（前回比9.5%減）

消防職団員の出動及び出向状況

(平成24年中) (単位: 回、人)

区 分			消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	回	数	49,289	34,991	84,280	0.9
	延 人	員	878,200	925,359	1,803,559	4.4
救 急	回	数	5,802,455	566	5,803,021	61.3
	延 人	員	17,795,536	3,094	17,798,630	43.6
救 助	回	数	86,637	1,391	88,028	0.9
	延 人	員	1,062,570	8,462	1,071,032	2.6
風 水 害 等 の 災 害	回	数	15,863	6,336	22,199	0.2
	延 人	員	72,344	191,307	263,651	0.6
演 習 訓 練	回	数	426,905	220,924	647,829	6.8
	延 人	員	2,474,751	4,436,763	6,911,514	16.9
広 報 ・ 指 導	回	数	364,251	97,834	462,085	4.9
	延 人	員	1,426,618	994,404	2,421,022	5.9
警 防 調 査	回	数	469,784	15,170	484,954	5.1
	延 人	員	1,612,700	156,527	1,769,227	4.3
火 災 原 因 調 査	回	数	47,411	25	47,436	0.5
	延 人	員	211,498	261	211,759	0.5
特 別 警 戒	回	数	94,607	86,349	180,956	1.9
	延 人	員	669,890	1,353,245	2,023,135	5.0
捜 索	回	数	6,361	2,412	8,773	0.1
	延 人	員	44,487	81,584	126,071	0.3
予 防 査 察	回	数	774,055	2,002	776,057	8.2
	延 人	員	1,867,162	36,331	1,903,493	4.7
誤 報 等	回	数	36,732	4,080	40,812	0.4
	延 人	員	421,643	53,255	474,898	1.2
そ の 他	回	数	675,855	148,180	824,035	8.7
	延 人	員	2,658,913	1,420,487	4,079,400	10.0
計			8,850,205	620,260	9,470,465	100.0
			31,196,312	9,661,079	40,857,391	100.0

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。
 3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

東日本大震災における消防団の活動

東日本大震災において、被災地の消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民等の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の検索（捜索）、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには、信号機が機能しない中での交通整理、がれき撤去、防犯・防災のための夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方で、254名にも上る消防団員が犠牲となったことを、我々は、重く受け止めなければならない。そして、その教訓を、今後に生かさなければならない。

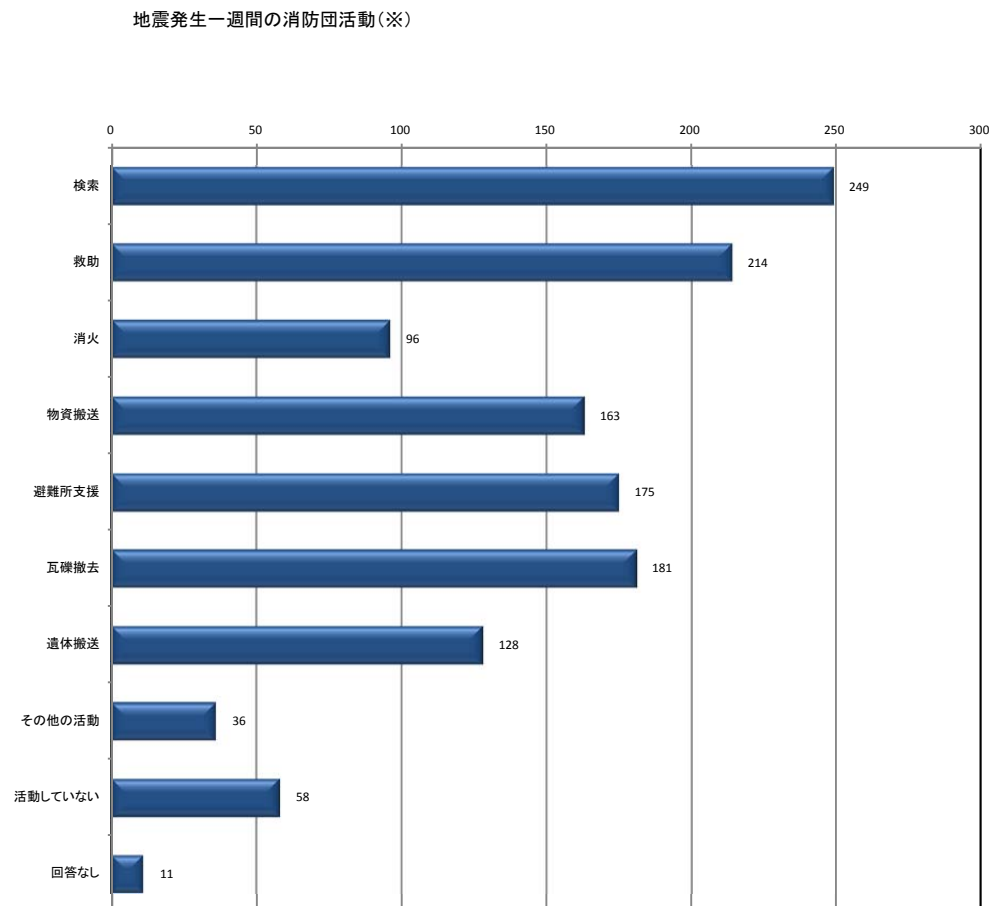


図 地震発生1週間の消防団活動（中間報告の団員アンケートより）

消防団に関する最近の各種検討会での指摘事項

消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会報告書(H17.1)(大森彌座長)

- ・ 消防団は、基本的な制度の消防団員だけで地域に必要な団員を確保できない場合には、一層、地域住民が参加しやすい環境を作るため、組織・制度の多様化を検討する必要がある。
⇒特定の活動・役割及び大規模災害等に参加を可能とする「機能別の団員・分団制度」の導入
団員の身分を保持したまま一定期間、活動を休止できる「休団制度」の導入
団員採用要件を緩和し、「多彩な人材を採用・活用できる制度」の導入

消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会報告書(H18.3)(大森彌座長)

- ・ 消防団員に占める被雇用者の割合が高い現状を踏まえ、消防団と事業所との協力体制をより一層強化するため、事業所が消防団活動に協力することが「地域防災」につながり、ひいては社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながるよう環境を整備する。
⇒「消防団協力事業所表示制度」の導入

消防審議会 地域総合防災力の充実方策に関する小委員会報告書(H20.10)(秋本敏文小委員長)

- ・ 火災予防活動はもとより、消火・救助活動においても活躍が期待される女性の入団促進や、将来を見通した地域の防災人づくりや同年代におけるリーダー的存在の育成を進めるため、青少年消防組織を育成していくことが重要である。
- ・ 地域の総合的な防災力を強める上で、常備消防と消防団の連携を強めることが重要である。
- ・ 救助資機材等を含めた消防団が保有することが望ましい標準的な装備について、国が何らか具体的に示すことが必要である。
- ・ 地方公共団体は事業所に対し、消防団に関する情報提供などの支援を行う必要がある、また事業所に対しては活動環境の整備についての理解を一層強く求めていく必要がある。

消防団に関する最近の各種検討会での指摘事項

消防団の充実強化についての検討会報告書(H22.12)(室崎益輝座長)

- ・ 応急手当の普及等、女性が活躍できる場が多くあることを広報し、実際の活動に際しては、本人の希望に応じた活動の広がり確保して女性の入団を促進することや、将来の地域防災の担い手を育てる基盤として、少年消防クラブ活動の活性化を進めていくことが必要である。
- ・ 地域の防災力を一体的に発揮するためには、常備消防、消防団、自主防災組織等の3者の効果的な連携が必要である。
- ・ 消防団の多様な活動に対する訓練の在り方を見直し、充実強化していく必要がある。
- ・ 大規模地震や集中豪雨等の災害時対応などにおける消防団の必要性について、認知度の低い都市部の住民を含め、広く住民に広報し理解を得ることが必要である。
- ・ 消防団員に対する報酬単価について、報酬等の支給水準の適正化を促すとともに、消防団員の処遇改善を推進していく必要がある。

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書(H24.8)(室崎益輝座長)

- ・ 安全装備などの団員の基本装備の充実、無線等通信機器の整備、大規模災害時において活動が長期化した場合等への備え(食糧、燃料、予備の装備、バックアップの仕組み)が必要である。
- ・ 消防団による広域応援を推進することを踏まえた装備・訓練の充実を図ることが重要である。
- ・ 大規模災害時において、被災地域の地理的な状況、人的状況に詳しく、地域に密着した消防機関、特に消防団が警察や自衛隊と協力・連携して活動を行うことで、より効果的な災害応急対策が実施できると考えられる。
- ・ 活動内容に応じた処遇の改善は重要であり、特に地震、風水害などの長時間(長期間)の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は充実すべきである。
- ・ 消防団員の退職報償金制度などの在り方についても検討すべきである。

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のため、日々御尽力されていることに心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災を契機として、国民の防災意識はかつてないほど高まっており、国民の生命、身体及び財産を守るため、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模地震や記録的豪雨、台風による被害などに備えた消防防災体制の強化を着実に進める必要があります。

このような中、大規模災害時などにおいて、消火や救助活動、住民の避難誘導等を考慮しますと、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」を有する消防団の役割は極めて大きく、日頃から地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしている消防団員の確保について、地方公共団体には、より一層の取り組みが求められています。

消防団員の確保にあたっては、これまでも、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など、幅広い層への働きかけをされてきているところですが、残念ながら消防団員の減少に歯止めがかかりません。既に消防団協力事業所表示制度の活用や、郵便局職員で構成される分団、大規模災害時のみに出動を限定した団員、消防職団員OBによる団員をはじめとした機能別

団員・分団制度の導入など、入団しやすい環境づくりに取り組んでいただいているところでありますが、より一層の御尽力をお願いいたします。

また、現在、既に全国で六万人を超える地方公務員が消防団員として活躍しているところですが、地域防災力の更なる向上を図るために、地方公共団体において、職員の方々にこれまで以上に率先して、消防団へ参加していただきたいと考えております。

地方公務員の消防団入団促進の取組みとしては、新規採用職員が研修の一貫として、年限を区切って入団している例があり、地域住民と深いつながりができ、社会人としての規律が学べ、消防団組織が活性化するなどの成果があると聞いております。また、職員は基本的に全員が消防団に入団し、四十歳前後まで活動している市町村もみられます。都道府県の取組みとしては、全職員に対し積極的に入団を働きかけている例があります。特に地域に密着した出先機関、支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組みであると考えております。

消防団員の確保について、どのような取組みをされるかについては貴職の御判断によるものと存じますが、それぞれの団体において自ら目標を設定して実施をしていただくことをお願い申し上げます。実施に当たりましては、各地方公共団体において地元消防団と

の調整等の準備を行い、通常、消防団員の入団時期である来年四月の実施を目指して取り組んでいただければ幸いです。

今後発生が危惧される大規模地震や記録的豪雨、台風による被害などに対応するためには、地域防災体制の要となる消防団員の拡充強化が不可欠でありますので、何卒、よろしくお願いいたします。

敬具

平成二十五年十一月八日

総務大臣

新藤義孝

都道府県知事 殿

（※市区町村長に対するものも同内容）

消防団充実強化対策本部の設置

消防団充実強化対策本部設置要綱(平成25年12月24日)

第一条 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)の公布に伴い、消防団の充実強化を図るため、消防団充実強化対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

第二条 対策本部は、消防団の充実強化に関する施策の検討及び実施並びに地方公共団体における消防団の充実強化の取組の促進等を行うものとする。

第三条 対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 消防庁長官

本部長代理 消防庁次長

副本部長 消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、消防大学校長、消防研究センター所長

本部員 総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、消防技術政策室長、救急企画室長、消防団専門官、危険物保安室長、特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、広域応援室長、防災情報室長、応急対策室長

地方公共団体への働きかけ

(12月)

・12月末までに、全ての都道府県に対し、

①消防団入団促進の更なる取組み、②報酬、手当の引上げ、

③無報酬団体の解消

を市町村に働きかけるよう、個別具体的に要請する。

(平成26年4月以降の無報酬団体(平成25年4月1日現在では30団体程度)については公表する旨を併せて周知)



(1月下旬)

・12月の要請に基づいた市町村の取組状況について、都道府県から個別ヒアリングを実施

・取組が不十分な団体には、一層の促進策を講じるよう要請

優良団体に対する総務大臣からの感謝状

(2月中旬)

・平成25年4月1日現在の消防団員が前年より概ね一割以上増加した20団体程度を総務大臣の感謝状により表彰

(6月上旬)

・平成26年4月1日現在の消防団員数が前年より概ね一割以上増加した団体に対して、同様に、総務大臣の感謝状により表彰

※表彰にあたっては、団体の規模、近年の増減状況等を考慮

消防団員の報酬額等の公表

(4月上旬)

・平成26年4月1日現在の報酬・手当額を把握するための調査を実施



(5月上旬)

・無報酬団体については公表

平成26年度消防団の処遇改善と装備の拡充

消防団員の退職報償金の引き上げ

◇ 退職報償金を全階級で一律5万円引き上げ(H26. 4から)

退職報償金引上げ額(平成25年度→平成26年度)

(単位: 千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189→ 239	294→ 344	409→ 459	544→ 594	729→ 779	929→ 979
～						
団員	144→ 200	214→ 264	284→ 334	359→ 409	469→ 519	639→ 689

○ 引上げによる年間所要額は、年間約25億円

◇ 報酬・出動手当に係る交付税措置額については据え置き
今後、都道府県、市町村に報酬・出動手当の引き上げを強力に働きかけ

	交付税単価	現実の平均単価
年額報酬(一般団員)	36,500円/年	25,064円/年 ※H22決算ベース
出動手当	7,000円/回	2,562円/回 ※H23.4.1火災出動の条例平均額

※報酬(一般団員) … 年間総支給額÷交付税措置額=61.3%

※出動手当 … 年間総支給額÷交付税措置額=52.6%

消防団の装備及び教育訓練の充実

◇ 救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車を整備

①平成25年度補正予算 30億円 146台 (市町村分)

②平成26年度当初予算(新規) 3.7億円 18台 (消防学校分)

◇ 自主防災組織に資機材を整備し、消防職団員等が各種訓練を行い、地域の防災リーダーを育成

【平成26年度当初予算(新規) 4,000万円】

◇ 消防防災施設整備費補助金に、消防団等の活動拠点施設を新規メニューとして追加 (1/2補助)【平成26年度当初予算から】

◇ 消防団装備について、安全確保装備等の活動用資機材を中心に、地方交付税措置を大幅増額

【平成25年度は標準団体(人口10万人)当たり約1,000万円】

◇ 消防団車両及び拠点施設の機能強化に対する地方財政措置(緊急防災・減災事業債)を継続実施

【平成25年度年間発行予定額 約85億円】

消防団の新たな装備基準

装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正する。(2月7日公布)

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実 (トランシーバー)

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器(トランシーバー等)を配備

○消防団員の安全確保のための装備の充実 (安全靴、ライフジャケット等)

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備

○救助活動用資機材の充実 (チェーンソー、油圧ジャッキ等)

救助活動等に必要の自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

※ 消防団の装備の基準の改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額(平成25年度は標準団体(人口10万人)当たり約1,000万円)

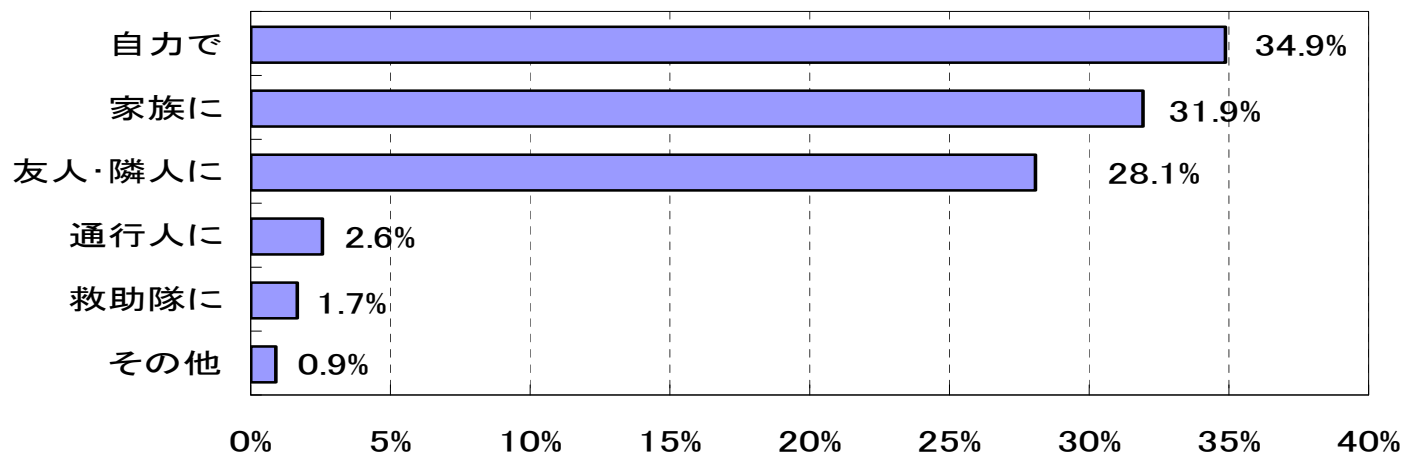
教育訓練の基準の見直し(予定)

消防団の装備の充実を踏まえ、救助等の教育訓練の充実を図るため、3月末までに「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を見直す予定

災害対策における自助・共助の重要性

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。

(阪神・淡路大震災における地域住民による生き埋めや閉じ込められた際の救助についてについて)



出典: 社団法人 日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」(標本調査、神戸市内)

平成25年6月災害対策基本法の改正において、災害対策には「自助、共助、公助」の精神のもと、防災活動が促進されることが必要である旨が新たに明記された。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(基本理念)

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 (略)

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民1人1人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三～六 (略)

地域防災力に関する各種報告書における指摘事項

【南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ】

南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(H25.5)(抄)

IV 具体的に実施すべき対策 1. 事前防災(10)総合的な防災力の向上 2)地域防災力の向上
○住民避難については、避難施設等の整備や避難計画等の策定といった行政の対応だけでは不十分であり、地域住民・事業者の日常的・継続的な努力があって初めて効果を発揮するものである。このように、南海トラフ巨大地震に対処するためには、住民や企業、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠である。
○このため、地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る必要がある。
○また、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施すること等により消防団の充実を図る必要がある。

【首都直下地震対策検討ワーキンググループ】

首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(H25.12)(抄)

第4章 対策の方向性と各人の取組 第1節 対策の方向性
1.事前防災(中枢機能の確保、被害の絶対量の軽減) (3)火災対策 ②延焼被害の抑制対策
・地域における初期消火の成功率の向上のため、自主防災組織等の地域防災力の向上、可搬ポンプ等の装備の充実、断水時に利用が可能な簡易なものも含めた防火水槽、防火用水の確保等を進めるとともに、基盤施設の整備が遅れている木造住宅密集市街地での道路拡幅など活動空間の確保を進める。

自主防災組織

1 自主防災組織の現況(平成25年4月1日現在)

組織数 153,600団体 人員 40,370,357人

- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
- 主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営
- 大規模災害時に行政機関による公助が困難な場合、自助・共助の機能を発揮

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号・抄)

(市町村の責務)

第五条

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

(都道府県防災会議の組織)

第十五条

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

ハ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(市町村防災会議)

第十六条

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

2 活動内容例

(1) 平常時

- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

(2) 災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水



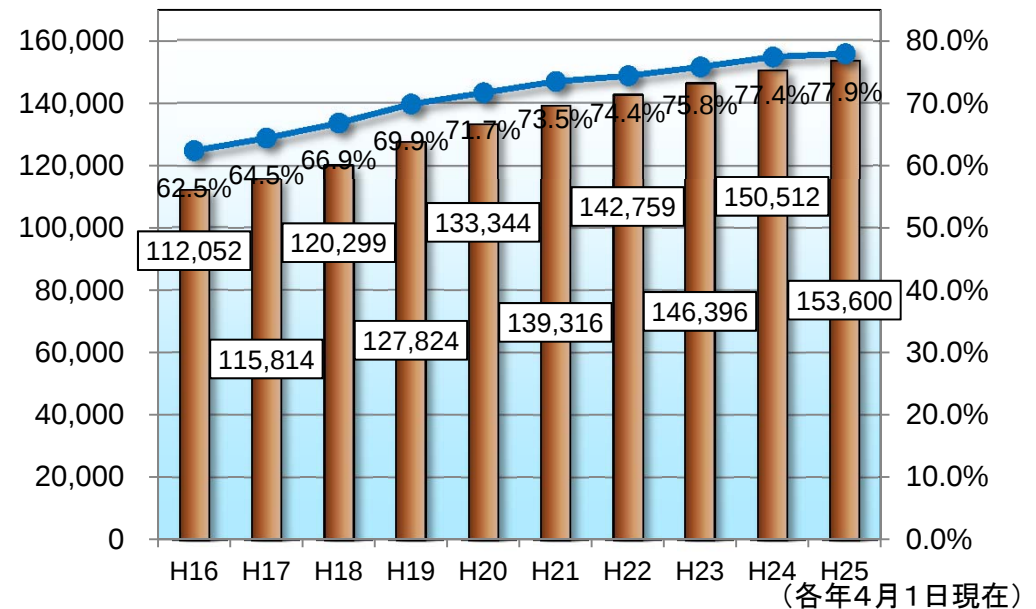
防災訓練

3 推移

(各年4月1日現在)

自主防災組織数

自主防災組織活動カバー率



自主防災組織活動カバー率＝自主防災組織の組織されている地域の世帯数÷管内全世帯数



防災倉庫・防災資機材

4 自主防災組織の充実・活性化策

(1) 自主防災組織の手引等の作成

○「自主防災組織の手引」の作成

自主防災組織の結成、活動の充実のため、①自主防災組織の重要性、②自主防災組織の整備方策(結成方策、組織編成、規約例等)③自主防災組織の災害種別毎の活動内容、④自主防災組織、消防団等の連携方策等、⑤優良活動事例等を収録。

○「住民用教本」の作成

自主防災組織に参加する住民向けに、①災害の基礎知識、②地図を使用した図上演習(DIG)の方法、③防災訓練の例、④身近な道具を用いたサバイバル技術(毛布等を用いた搬送方法、ゴミ袋及び段ボールを用いた簡易水防工法等)等を収録。



(2) 教育訓練等

○自主防災組織育成コース(消防大学校)

自治体の自主防災担当者を対象として、①自主防災組織の育成、活動事例、②図上訓練の実施、③課題研究等の教育訓練を実施。

○「自主防災組織指導者用教本」の作成

自主防災組織のリーダー向けに、①自主防災組織の育成方策、②リーダーシップの発揮方策、③地域防災力を高めるための方策等を収録。

(3) 自主防災組織の活性化

○優良事例の表彰 防災まちづくり大賞

自主防災組織等の優良な活動事例について表彰。また、防災まちづくり大賞表彰団体の活動事例集を作成。

5 活動事例

(1) 他の組織と連携した活動事例(東京都港区:^{あたごいちのぶ}愛宕一之部防災会)

消防署、消防団と連携して毎年発災対応型訓練を実施。

初期消火訓練、AEDを活用した心肺蘇生法、震災用救助資機材取扱訓練等を実施。

消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団のあり方等に関する検討会報告書」より抜粋

(2) 東日本大震災における活動事例(宮城県白石市:^{しろいし}^{ながぶくろおき}長袋沖自主防災会)

① 道路状況の調査の実施

町内の道路状況調査を実施。がれきを取り除き交通を円滑化。

② 高齢者の安否確認

あらかじめ作成しておいたリストに基づき、高齢者宅を徒歩で一軒一軒回って安否確認。

③ 炊き出しの実施

市の救援物資は地震発生から2日後に届いたため、それまでは炊き出しを実施。

消防庁「東日本大震災における自主防災組織の活動事例集」より抜粋

婦人（女性）防火クラブ

1 婦人(女性)防火クラブの現況(平成25年4月1日現在)

組織数 9,554 クラブ 人員 1,432,672人

- 昭和37年4月6日付消防庁長官通知において、民間防火組織の結成とその育成必要性が示されたことを契機に全国で結成
- 地域の実情や特性を活かした防火・防災活動、高齢化社会の到来に伴う福祉活動を実施

2 活動内容例

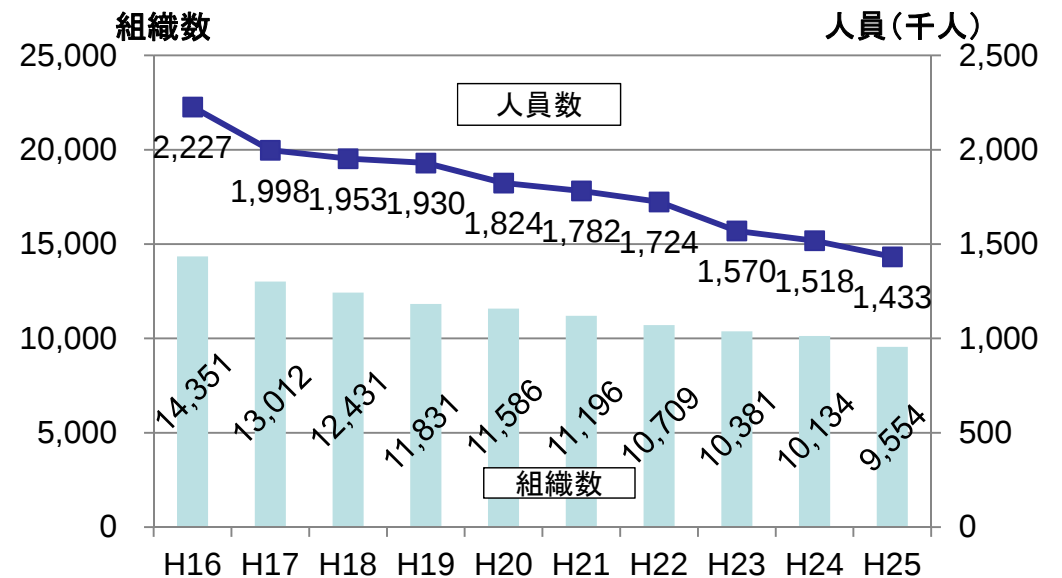
(1)平常時

- ・火災予防知識や防災製品の普及啓発
- ・応急救護訓練
- ・住宅用火災警報器の設置推進
- ・消火訓練、消火器取扱訓練
- ・家具転倒防止に関する知識の普及啓発
- ・災害弱者宅への家庭訪問による防災点検 等

(2)災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・避難誘導
- ・避難所における炊き出し支援 等

3 推移



4 婦人(女性)防火クラブの充実・活性化策等

(1) 婦人(女性)防火クラブの育成

○研修会等への講師派遣

関係機関が実施する研修会等に消防庁職員を派遣し、最新の消防防災施策に係る講演を実施。

(2) ノウハウ集の作成

○地域における住宅用火災警報器共同購入等 ノウハウ集

住宅用火災警報器の普及に効果を上げている「共同購入」の先進的事例等を整理し、各地域における取組の参考となるようノウハウ集を作成。



(3) 関係団体との連携

○住宅防火防災推進シンポジウム

婦人防火クラブ、消防本部、消防団、自主防災組織等が参加し、地域における住宅防火と防災対策に係るシンポジウムを開催。

(4) 婦人(女性)防火クラブの活性化

○防災まちづくり大賞

婦人防火クラブ等の優良な活動事例について表彰。
また、防災まちづくり大賞表彰団体の活動事例集を作成。



5 活動事例

(1) 他^{くまこうげんちょう}の組織と連携した活動事例(愛媛県久万高原町:久万高原町女性防火クラブ連絡協議会)

自治会や消防団員と協力し、戸別訪問による住宅用火災警報器の設置を呼びかけ。
消防本部が行う高齢者防火診断に同行。

一般財団法人日本防火・防災協会「婦人防火クラブ50年 その歩みと展望」より抜粋

(2) 東日本大震災における活動事例(岩手県^{みやこし}宮古市:宮古市婦人防火クラブ連合会)

① 避難所で炊き出し支援

3月13日からクラブ員が中心となって避難所の炊き出し。

クラブ員65～70名を10班に分けて当番制で活動。

② 支援物資配布の工夫

各方面から届けられる支援物資の配布を担当。

住民の家族構成や被災状況により、臨機応変に配布。

③ 安否情報の確認

近隣の避難所をめぐって安否情報や避難所被災者情報を更新。

一般財団法人日本防火・防災協会

「東日本大震災と婦人(女性)防火クラブ 被災地のクラブ員が語る被災体験と活動の記録」より抜粋

少年消防クラブ

1 少年消防クラブの現況(平成25年5月1日現在)

組織数4,587クラブ 人員 420,553人

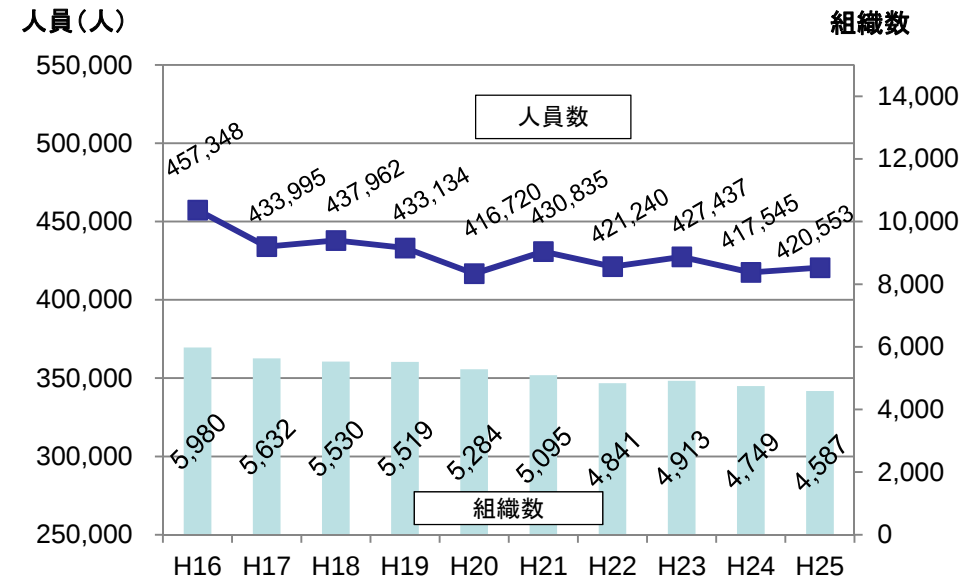
- 昭和25年12月1日付国家消防庁管理局長通知により、少年に火災予防思想を教養指導する方法として、10歳以上15歳未満の少年(少女を含む)により編成
- 平成20年11月21日付消防庁国民保護・防災部防災課長通知により、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

2 活動内容

- ・ 防災訓練等への参加、消防訓練(実技)
- ・ 防火、防災知識の普及(講義)
- ・ 行事・コンクールへの参加
- ・ 学校内の安全点検
- ・ 防災マップ作り 等



3 推移



4 少年消防クラブの充実・活性化策

(1) 指導者用教材の作成

○指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」の作成

子どもたちが小さいころから防災に興味を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火、応急救護など、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけてもらうことを目的とした防災教材「チャレンジ！防災48」を作成。

(2) 少年消防クラブの活性化・連携強化

○少年消防クラブ交流会

他地域の少年消防クラブ員、交流会開催地域の消防団等との親交を深める交流会を開催することにより、将来の地域防災の担い手育成を図る。

平成24年度は東日本(岩手県)で開催、平成25年度は西日本(徳島県)で開催。

○少年少女消防クラブフレンドシップ

少年消防クラブの育成発展に寄与するため、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を実施。

○「わたしの防災サバイバル手帳」の作成

子どもたちの防災意識啓発のため、「わたしの防災サバイバル手帳」を作成。



少年消防クラブ交流会



少年少女消防クラブフレンドシップ

大規模地震に対応した自衛消防組織

1 自衛消防組織の現況(平成25年3月31日現在)

組織数 約7,000 組織 人員 約130万人(推計)

○ 自衛消防組織の設置

切迫する大規模地震に対応するため、大規模・高層建築物等に対し、火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織の設置を義務付け

○ 自衛消防組織の設置が必要な対象物

(用途)

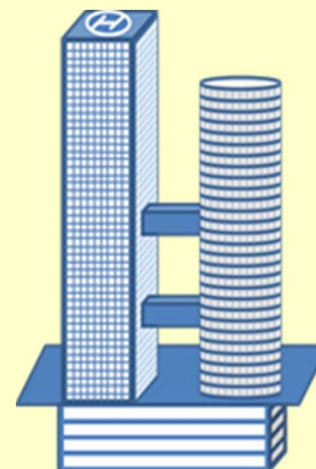
百貨店、旅館・ホテル、病院、学校、オフィスビル、工場、地下街等(共同住宅、倉庫等は除く)

(規模等)

- ①延べ面積5万㎡以上
- ②階数5以上かつ延べ面積2万㎡以上
- ③階数11以上かつ延べ面積1万㎡以上
- ④地下街で延べ面積1千㎡以上

○ 基本的な自衛消防業務(法令上定められているもの)

- ・ 火災発生時～消防機関の到着まで初期消火活動等
- ・ 情報の収集・伝達、消防用設備等の監視
- ・ 在館者の避難誘導
- ・ 在館者の救出・救護



大規模・高層建築物等



自衛消防組織

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号・抄)

第八条の二の五 第八条第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

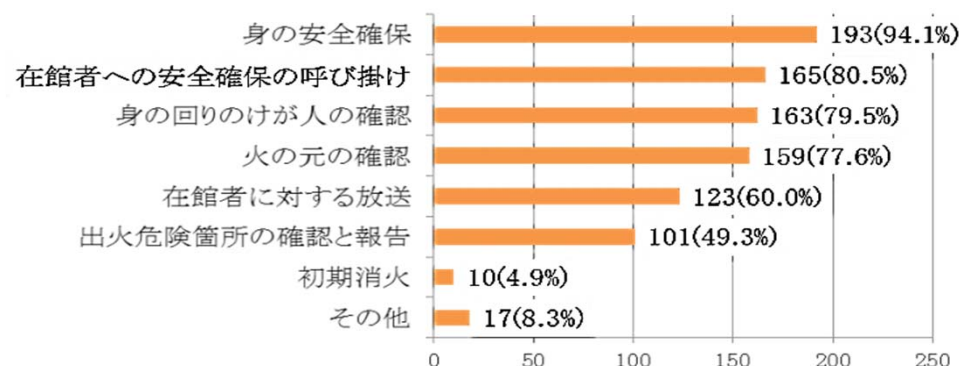
2 東日本大震災時における自衛消防組織の運用事例(平成24年2月報告書※より抜粋)

○ 調査対象

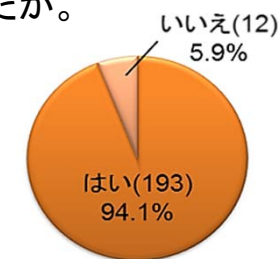
県名	岩手県	宮城県	福島県	合計
事業所数	39	105	61	205

○ 調査結果(アンケート及びヒアリングによる)

問 地震の発生直後、初動対応としてどのようなことをしたか。



問 地震発生後(初動対応の後)、自衛消防組織は消防計画に基づき、また、日常の訓練を踏まえて活動したか。



【自衛消防組織の具体的な行動事例】

- 自衛消防隊長及び隊員へ地震発生を伝達
- 揺れによるエレベーター停止後、エレベーター閉じ込め者がいないことを確認
- ガス使用フロアの巡回を行い、ガス漏れがないことを確認
- 全テナントの被害状況を確認
- 本館及び別館に対し、防災センターから非常放送を実施(避難誘導等)
- スプリンクラー設備の水損箇所の確認、ポンプの停止

※大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

平成24年2月 東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について(報告)

民間企業における地域防災力に係る取組事例

大丸有地区における民間企業の取組事例

地権者からなる「大丸有地区再開発計画推進協議会」内の「安全安心まちづくり研究会」を通じて、エリア内企業と共に、丸の内エリアにおける災害対策を検討。

また、丸の内エリア内の自主防災組織である「東京駅周辺防災隣組」や行政（国、都、区）との連携を強化しながら、丸の内エリアの災害対策を実施。

平時においても、東京駅周辺防災隣組や行政と連携して、帰宅困難者対策訓練等を実施。



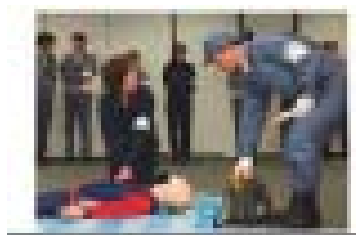
【総合防災訓練の実施】

関東大震災以来1926年より、毎年9月1日に全社的な総合防災訓練を実施。非常体制組織編成、仮設トイレ設置、応急救護訓練等、丸の内消防署と連携した訓練をエリア一体で実施。



【救命講習の実施】

会社員を対象に「救命講習」（東京消防庁主催）も定期的・継続的に実施。AEDを使用した心肺蘇生等人命救護活動に必要な技能の習得を推進。



【非常用食料及び機材の備蓄】

災害時に備え、食糧や飲料水の他に、医薬品や生活用品、工具類などを備蓄。

